

三 作業地域 米子市西三柳字三保向ヒの一部

鳥取県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大坪隼停車場線	八頭郡家町大字花原字岡一九九一―地先から同大字字森口三七三―五地先まで	一一・四 五五・〇	九六〇・〇

鳥取県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
大坪隼停車場線	八頭郡家町大字花原字岡一九九一―地先から同大字字森口三七三―五地先まで	平成六年十一月十一日

正 誤

平成六年二月鳥取県告示第四百十三号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行 誤	正
四 上	五 九八	九八七
下 八	九八	九八七